





Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.



Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

爲堯思言卷之四十一

更始第一

伊賀小呂坂内解國彦上疏

練兵上

兵家無多寡論第一

傳兵といふは、（一）兵を調練保衛也兵は兵刃兵革兵馬
 兵亂也凡そ兵は危不軌乃國私臣賊子の家起るるまは王者統て
 安に治る其強弱を往々征伐に旅を振擡の旅人民の心を
 本標記たりと常に衣服に衣履を以て矢石に中りて刃を防ぎ、（二）内に非正は
 おいて先王禮數の皮革を報強して甲冑を利し其常服に代へ我服せしむ漢
 世の金衣は甲冑の強弱を以て人の血牙を以て臣賊子の身にかゝる
 是の兵は是に於て先王黒金衣を鍛冶し青石に礮礪し刃を利し以て亂臣



賊子の腐肉壞體に於て其首豆或異處に在る彼賊は城府を擡り奔馬に
騎して進退一短刃のくまへうは是をわたり先王の場にもは其き竹木に
激を極し竹木を膠漆し矛戟弓矢を造り其遠き者之を堅き者を教む
是を兵と謂ふ所謂甲冑の矢戟盾牙盧也さて火絶神無あるは防後世の
化行く且寧夷孫思の國の由を先王仁義の師乃まをせし所也左へ人の
此世を兵と才にりし王の怒る所たの四り五兵を具せしは多たに當ふへは故に
軍法に臨む人を指し兵と謂ふ王の兵猶二三賊子の兵も又二三は其の
まをせしへは故に牧馬に教し二三は其のまをせしへは疾風の如く既に趨
るも疾風の如く非も今こそ直に趨に向へしに在り王國無事の所將を
積り山の如く其の如く且水火のまをせしへは水火の末の鹿也其まをせしへは
以て獨歩をへは故に野牛に刺し北馬に約し輻重を載せ飽し其まをせしへは

由の如く故に徳く兵馬輻重し其軍持司馬と稱し此兵馬輻重は徳子と
云ふ兵も以て先王の好く用ふ所に非ず惟も又並次顛沛に在りしは其
故に春は振旅を教へ夏は菰舎を教へ秋は治兵を教へ冬は大閱を教へ其間に
於て田獵の事宗戰と稱し是を戰法と謂ふ故に國體に平列法を教へ
陣と稱し其間我法を教へ其間以て不敵は我を謂ふと孔子論し且
其の意も是也先王兵事を造次顛沛に在りしは其間如くは其間如くは
福乱をなすは且へは昨日の如くは昨日の如くは昨日の如くは昨日の如くは
進きにあつた進きに在りしは其間如くは昨日の如くは昨日の如くは昨日の如くは
所謂蕭牆の由にも是を教へしは其間如くは昨日の如くは昨日の如くは昨日の如くは
唯も其間如くは昨日の如くは昨日の如くは昨日の如くは昨日の如くは昨日の如くは
治に其間如くは昨日の如くは昨日の如くは昨日の如くは昨日の如くは昨日の如くは

兵馬後調給する事も且暮に勤りてをたす日存者北存を於此に聖者北
聖在於此也故に臣も又御流しを窮に斯に立あつては十二三も今
既立の年にして風を御流し兵糧を積りて死んで二十三年も長あつて自
負に於ては兵糧を言ひてもうんや兵糧を言ひ易いものも其言ひ難き者も
兵者國に夫子死して死を言ひてと死生を感ありや存はは誰たりんや
光武帝の兵を出た後に白狼を治せんと欲して其言ひては言ひては
云所以なるは之故也故に臣も言ひては言ひては言ひては言ひては
子大母の聖言也や今長二十三年の苦心成法に吐き掲げて愛する
者之御に於ては言ひては言ひては言ひては言ひては言ひては言ひては
國恩萬一に勤りて志願に叶ひては言ひては言ひては言ひては言ひては
臣に在り

今の時下約て、當の王者の師なる兵糧を以て三つなりとも第一
は身重二百斤なり我も人もも初きも甲冑の事には初法也と初法也
人の中にありて是れを必を源平並に兼有し大平に古也元龜天正以來
廢をえおの軍法を以て法者なりとのりゆく皆武田上杉の浪人等より
其取之の法を御司を初きと遠く、楠友の心を慕ひては北條の功を以
て楠友の法を流し後流し甲州流し也(その下)山内長治流しは流世後の
數回換入に出るかあふるを以て甲法者も諸君の國に流し分ちてし教
海を所なれ日本に十眼州の大小もつ矢の水松武田に北條の上杉に
非き北條の法も北條の法も楠友の法も北條の法も北條の法も北條の法も
流し流し流し流しは元龜天正以來の事なりし其の法を流し流し
下し流しに兵馬の御に其法を以ては言ひては言ひては言ひては言ひては

於禮義を以て不勝て下不義も不徳人故也と君必ま勝たむといふ
其之教沛也玉之徳子と語を其の且暮を誦し一部武経と謂ふ孫呉の徳
も何と此王覇の師なるふあらんや 朝廷勿論三才の治法大司馬の世中
武官乃將士必此一新理といふ作て且暮誦習しあふる一頁成る節も皆
此経中より出川

第二の戰場を説く是も今世に因り孫呉の事成心説をふ國内に戰場
なり先此三戰場を簡のともんあへうては三戰場戰場とい一に野戰場七の騎馬
原尤第一二に山戰場七死に甘し徳元神志川の在に之見たりと一場を創り且
第三に水戰場七海上の舟、五原沖川形、隅田川等に設けりふ一昔一
漢の武帝、は呂布を駭かて水の中を戦ひたりと何れを創りふ一昔一
江流程佳者之に改り謀是、謀を及ぶも亦も一法有れば勝る其の古博而

者を用りも能く此を戦世に過へうては戦を其の中をたてて其に
その日ハ 津成るる 上院あり、高代の武術維新と稱しなきて戰場の法
皆下にありや此戰場を簡のともん、教戦の志を具へ、法して之を能くして
長に孫呉の二の故に、一冠帽に兵衆は其の意を建設する者、 由世
二百二年承平也、信神者子ハ生たりと其を以て軍勢の根柢を其に龍
將虚年ハは物ありと只看ふ一答の積りたる、徳兵甲冑其の地を隠し、
此言に業しす長古の宿儒、短福の女生、其の志を以てたまふ水陸の兵法を著し
一向に人馬の意をぬき、其の志を以て、其の肝心の法を傳む、其の法を以て、
して取たるを能くし、其の法を以て、其の法を以て、其の法を以て、

神祖不世の資を以て、其の法を以て、其の法を以て、其の法を以て、
其の法を以て、其の法を以て、其の法を以て、其の法を以て、其の法を以て、

少しと云兵をたてんと後らふに

神慮を流らるの世なるに王凡庸と能も忠魂と評き草創甲斐の
あり在るに陣に兵の勢火の如く強きや或めりたりと禁んて自ら控まんとも
右に周の武王の敵討を麻土赤洲の如く矢に獲に千文を奪にし
桃林の如く馬致華の如く歸て武を偃せ文を修め舟用せりたりと
治ありは武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと
大武を賦し刑をたてて武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと
置く徳を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと
なきは哉

神祖も此をたてしに開原の大武是を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと
と修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと

神武をたてしに開原の大武是を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと
勅ありは武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと
保ありは武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと
い揃るは武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと
神武をたてしに開原の大武是を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと
かさふは武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと
三文武甲斐の如く武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと
戦服の如く武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと
玉弱り此をたてしに開原の大武是を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと
近來其の儒士一面の如く武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと
為賦を致して其の將をたてしに開原の大武是を修め舟用せりたりと武を修め舟用せりたりと

万に當り英威は彼の兵六十万に對應す一且官軍乃將に萬年ハ將易く一
此は終きの將あるを一終まハ此將を將必平を殊むり、古軍十萬提ふ、當に
他の方二萬に當ふ也、古まハ臣ハ愚料に、この世に本は人の十萬位を
を能く擧げり、極行と此の百萬人に當る武備と一、其由來ハの兵強は、人
が是れ、其為夫の少ふに勝た必と、古まハ、此の世に、此の世に、此の世に、
古り、其由來ハ、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、
符望ハ馬鞭を擧ぐ、語を傳へ、古まハ、此の世に、此の世に、此の世に、
謝安ハ、古まハ、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、
免ふた、古まハ、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、
血に塗る、古まハ、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、
之開、古まハ、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、
士何萬人あり、古まハ、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、
何のそあは、故に兵家の常、多寡のになく、唯、必、此の世に、此の世に、
この人、其の師、い、人ハ、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、
百萬の、古まハ、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、
を、古まハ、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、
儒者ハ、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、

之開、古まハ、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、

儒者ハ、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、此の世に、

為堯思言卷之四十一終

為堯思言卷之四十二

史記第六二

練兵

練任第二

伊賀守臣振内辟國謹上疏

伍編任者任陸任也唯士卒に任法あるの事は原年也任一騎八騎と任一隊長の隊本と任一陣本と任將と任一獨立相方の者あるは先編任の法也論云云 出づ玉軍賦乃事世傳也云云(か)云云

神祖慶長令 慶長二十七日御免書に於いて法外名會相一此令及び御家法は十七條を承る云云

- | | | | | | |
|----|------|---|----|----|----|
| 高 | 徒或馬 | 旗 | 鎧 | 弓 | 録 |
| 千石 | 二十三人 | | 二本 | 一張 | 一挺 |
| 千石 | 二十三人 | | 二本 | 一張 | 一挺 |
| 千石 | 二十三人 | | 二本 | 一張 | 一挺 |

千二百石	二十七人	三本	一張	一換
千三百石	二十九人	三本	一張	一換
千四百石	三十一人	三本	一張	一換
千五百石	三十三人	三本	一張	一換
千六百石	三十五人	三本	一張	一換
千七百石	三十七人	四本	一張	二換
千八百石	三十九人	四本	一張	二換
千九百石	四十一人	四本	一張	二換
二千石	四十三人	五本	一張	二換
二千石	四十五人	五本	二張	三換
二千石	四十七人	五本	三張	五換

五千石	五十一人	拾本	三張	五換
六千石	五十三人	拾本	五張	拾換
七千石	五十五人	十本	五張	十五換
八千石	五十七人	二十本	拾張	十五換
九千石	五十九人	二十本	十張	十五換
萬石	六十一人	三十本	拾張	二十換
二萬石	六十三人	五十本	二十張	五十換
三萬石	六十五人	五十本	二十張	六十換
四萬石	六十七人	五十本	二十張	百十換
五萬石	六十九人	六十本	三十張	百十換
六萬石	七十一人	六十本	三十張	百十換

蓋此令の移り居候申候に於て又此に前代に於ては此の如きもの
法を以て馬の如き方落の如き法有り候に然るに此の如き法は
奉行の承り申候は籍有りて是等の法に於ては但同法管官の如き
に於て 上段見申候に居候に及ぶ方落

右より二令 由る所の軍賦終り申候は後増減の令有り無やを志は候に姑く
此令に於ては此の如き所を以て諸族人の如きに此の如き定め申す所
石の如き石の如き所を以て金被囃有惟幕幕相共器械夫馬牛車等々
衣物を依りて思ふもあふたに此の如き廢申す所は軍令を以て曰軍令
之ふ人の依何れも略す申す所の如き一官の如き一弁式申す以下
酒めお略す所は何れも略す申す所の如き一官の如き一弁式申す以下
概文馬牛車等の如き申す所の如き一官の如き一弁式申す以下

此の如き移り居候に如何の如き申す所は此の如き二令に於ては
換算申す所の如き白石の如き換りて百石を以て一石と爲すに
此の如き一石を以て一石と爲すに申す所は此の如き一石を以て
換算申す所の如き馬の如き二人に於ては一令に直り兵二人に
食一口百口二人に於ては一令に直り兵二人に於ては一令に直り
大器一人令直り兵二人に於ては一令に直り兵二人に於ては一令に直り
令後取人の由十條一人換り十五石十二條一人換り十九石十三條一人換り
二十石計十五條一人換り二十石二人換り二十五石十八條二人換り二十石二十條二人
換り三十石二十條二人換り三十石二十條二人換り四十石三人換り四十石五人
換り五十石四十條二人換り五十石五十條二人換り六十石五人換り七十石
六十條四人換り八十石五人換り八十石七十條五人換り九十石六十條九千條

扶折あり六口扶折は五石に積り百石有るに五石也一法も七懐小ぢれ八出也
一所常物をもいへ推し之等也二十俵以下を酌する十石の賦也二十俵以上を二十
石の法也二十俵以上を十石に數へ百石にありたるを五又十石に數へ十石にあり
百石以下十石増の賦を願ひ出さるるに十石以下二十石に數へ萬石にあり又百石
以下二十石増の賦を願ひ出さるるに十石以下百石に數へ十石にあり百石の賦を
願ひ出さるるに十石以下十石以下に數へ百萬石にあり十石の賦を願ひ出さるるに
一かゝり三司馬之を學り載籍一又其由戒る及は牛馬等車大小並長根卷
結右の勤定を仍り馬方に載籍一竹根ハ馬鞍頭に式籍一金銀以下音揚
由貝後之神左被役に載籍一惟幕ハ幕を仍り檣幟ハ檣奉行に載籍一甲中
た川貝等を行つた矢はり矢を仍り法施ハ法施も亦を行つた式籍一比大器
子入り各職に式籍一子制式をてて下を仍り凡人も兵糧の類ハ出物御備へ其餘

蒸棧の蒸金銀をいへゆをて者一人役金式をて一法の法成に之許し女に金
はゆ也一凡兵と云へ矢銃炮も檣幟の類を謂大器と云へ被旗物惟幕の類を
云ふ也一不常法を用ふ酒巻茶籠等亦亦亦切抄る酒根子桶子洗掃水盆
釣瓶日所釘火箸火箸十枚収候為子座一短九尺水能域中ハ其布裏三層
上戸の類或ハ化子の存在不用ふ襦袢以薄襦袢刀鞘吹簫に言能るを矢拂子物之
竹外蒸巻襦袢大綱甘之菅皮水筒子桶籠車之類火籠地灯相池油盆
比陸軍の用途を謂凡食一口百日と云ふ米一石味噌も汁漬物も飯梅干も入
つては補由る也を謂卷一匹のたて豆も石五斤糖三石菓茶三石汁を謂つて一
は陸軍三箇袋二十寸巾巾袋も履子も人袋籠も短ハ短七十寸巾袋七十寸巾袋
又火籠三尺腕巾襦袢も履袋も履袋も早かう籠子も人長柄も亦ハ諸符も履袋も
一人旗二十石以上の者も亦云ふ木綿巾も人三寸石實籠も自旗子式人百石以上の

の法はこゝろを花け自歩し一口の兵糧を靴妻女に渡しは能く事とす
り万五歩の十人騎せられは能く人を伴し諸を花け兵糧五丁備り出
津佐に候し二百俵の大船を自給し諸を花け人を和具足に候し口内一人
又和具足に候し口内五丁の兵糧和具足に候し二百五歩の初番を自
給し諸を花け一人月を合し兵糧六丁割家三丁分を合し此に候し
津の番八丁給し諸を花け一人月一人火兵一人陸軍胆丸を着る兵糧七
割家合延備二枚を出し中佐に候し和具足に候し口内五丁の分は
世々和具足を再生するも如く其とす是を和具足に候し口内五丁の分は
より割出せり賜し口内五丁の和具足に候し口内五丁の分は
口内五丁の和具足に候し口内五丁の和具足に候し口内五丁の和具足に候し

騎一歩五圍一火一法一 是を元隊とす其隊は諸兵未積の兵三隊は長指五草藤

八人二馬 或兵七人馬一騎一銃二丁一諸二片皆一

五騎二十五歩旗子二五圍五火五法一車二銃 隊は諸兵

十騎五十歩旗子四圍十火十法二車四銃 隊は諸兵

二十騎百二十五歩旗子十馬張十一二號人十三醫三雜役六二十五圍二十五火二十五

騎五車十銃 隊は諸兵

二百四十一人五丁の五車 隊は諸兵

度法を由兩戒一人五丁を由如言一人五員を由如三隊六疾馬一人割馬一人獸馬一人二十丁は槍二十五
練二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十
丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十
丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十丁は槍二十

五十騎二百五十歩旗子二十物三號人四十文字二祝史三三醫五雜役十五圍

千五百圍十五百火千五百法三百車二百款二十牛車二十枚號軍三方三千五百十
七人三千馬三百車二十牛車 戰陣一萬千七百七人千五百石指千五百法字千五百石二千
斤亦有旗手五百三百九千五百七十七 輪手法二千八百八十人五百石
三百車三十牛車糖二万三千二百五十七口香
三千三百三十三百字百八十口法甚大糖を滑也

右作戦を詳に記す此のいふ屋々の腕隊に一騎臂隊に三騎拒陣に法
旗隊に十三騎の親兵と名け馬十たるる圍火馬乃に増し又偏禪に二十名法
の更に五十騎軍將に七十五法の親兵と名けるに士を増より此親兵の中より擧て
旗十面に一七を立惣旗使命に用い或は二名長に立火兵万の長に用い五十車に
帥に依い文學祝史三馬の頭も親兵の數に置あり此の腕隊に十一擧号の一馬
一圍一火を指し臂隊に十一旗長一擧号使命二あり三圍三火を指し拒陣に
立る旗也二擧号使命二百火長わこい五馬五圍五火を指し旗隊に十一旗也二擧
號使命二百火長二十五車帥一文學祝史三馬の由頭三あり十三馬十三圍十三火を指し

偏禪に十一旗長十擧號使命文章指燈火烟の長五文學祝史三馬頭三百火也
五五十車帥二あり三圍三十五馬二十圍二十火を指し以て旗長二十擧號
使命文章指燈火烟軍帥咄威言度指度久其真析放砲の長十三圍三百
火長十五車帥四あり五十五十圍五十六火を指し一軍帥て旗長二十擧
號使命文章指燈火烟咄威言度指度久其真金人鼓人貝人鼓人柝人柝
柝人放砲乃長十九三頭三百火長十五車帥の親兵隊二あり七十五士七十五
士五圍七十五火を指し一前の人數に令せ七方三千四百三十二人字百五十馬に
糧一日米百三十石三斗二升味噌十三石三斗三升二合干梅豆二百九十石鹽菜菜一万
二千五百三十二枚脯肉一萬三千四百三十二尾 但脯に五し俗に
干物に骨體也
十日米千三百三十三石三斗味噌三十四石三斗或干梅豆千九百二十枚鹽菜菜十三万
三千三百二十枚脯肉十三万四千三百二十枚

百日并一万三千五百三十二石味増五石甲十三石二斗十松正石三石九斗六石
三十四万三千石取脯由万三十三万三千二百石

養一日大豆四十七石二斗五升糠九千四百石五斗廿五升粟万十石二斗五升

十日大豆百廿二石二斗五升糠九百廿五石五斗廿五升粟千石二斗五升

百日大豆四十七石二斗五升糠九千四百石五斗廿五升粟一万五千二百石
但養八斗五升以上同一と
も牛六段蒸をわす

騎具是千七百七十石

北月旗千七百七十石

麾幣六十一但腰係より
頼る石

弓具是千五百七十石

馬日二石五斗七十石

歩具是八百七十石

取具是千五百七十石
但圍合
修

胴丸千五百七十石
但火兵
取

袋籠是六百石
但枕
取

領は是千五百七十石
但枕式ハ
牛に衣

洞丸三十
但牛取に
槍

三宵一萬七

槍千石

淡炮三千
沼二百十石目 筒差二百十石目 日差二千一石目 火線九石六 籠中三千
百十石目 総火三千 早切一千 棚秋三千 笠槍五百

弓千五百
強二千石 矢三千五百石 弓加千石

持槍千五百
強千石 弓加千石

長柄千五百
長柄千石 弓加千石

草雜千
但草は三斗五分目
餘一斗五分目

魚千
但魚は三斗五分目
餘一斗五分目

馬相千五百
但一騎五分目一石の馬相は、物の用を為す
ゆへに正に出下は目録を利七

旗三百面
槍林三百
旗底三百

下張五千
但二千五百石二千石の馬相は、物の用を為す
ゆへに正に出下は目録を利七

物三千基
但五千石二千石以上の言下は、物に下下は

旗二基
但千騎五分目以上の早切は、物に下下は

金三千一
但上巻に一をの者、早切自ら物に下下は、十二日

鼓三十一

但三十一下は凡そ此等並に後隊より許さる

貝三十一

柝三十一

鈴三十一

提燈三十一

放炮三十一

支章三十一

招旗三十一

火烟三十一

五島三十一

赤糸三十一

右一軍一萬三千の生師に初より一の用ありきまはては三軍六軍に及ぶは三信
の信を履し元帥大目よりた久能清光中は少戦田幸しく國費を添切にありき軍
用の不餘存ありしなり

御先祖の時多家人も近江藩代を賜り左右の人にてこの方共期と用ありし
一朝するも品川中も出陣せばわけて供さる事と上意ありし頃潤田城の
五所へ取進軍誠に有難き事なりし事也此に代にありし明主は常に作戦に
回る事ありし又此分に制軍及び法皇の器械財費ハ以下に載記尋せし事
費用濃重にありし事也故に以て兵を始めては他戦を叙し千里饋糧内外
費實家の用車甲と有る費千金餘は十萬、師孝と論し強く兵中絶事
規巧く久也、善く國用を費するの法悉く記する事也他戦ふ志ありし人他戦
の術を、熟讀玩味し尚も戦者に志ありし他戦の事より下し、謀攻書此
事業に出る、本邦の兵家可くも誰も一言も此に及ぶ者なり故に臣常に此後
半信と考へ、たまに上の人憐れを乞ふ事、把巻を初りし

為志五言卷之二十三

為志五言卷之二十三

更始第三

練兵

編伍說第三

編伍を人の數に立也既に軍賦定むれば辨せ此を議して其を
せしむ但言八冊をたつて其の法也周禮に五人の伍は長二十人
而兩司其の中士百人而卒長は上士五百人而旅旅帥は下大夫二百人
而師帥帥は中大夫一萬二千五百人而軍帥は皆命卿王六軍大國三軍
次國二軍小國一軍をり然も周制を兵を土地を教ふる割出し伍を
一は兩を一兩卒を一族旅を一是師を一州一軍を一旅の自民を帥を司
るは其の帥をたせは其の制立易く常に編るは出征の時唯そ稱す

倭領小臣坂内碎國臣上疏

を意を方の三にのせ方長長たつては且士卒は世に編る早多しうは將
 帥の權の爲めに因てて是を有むの士卒に乾坤其長のお帥を命せうを
 編伍の改ふと許如く去まや不制も命禮も出さるる一國制も人核分
 ぶく粗眼たれば我請裁歩裁に便ちつて故に不執是の制を出し
 伍を陽編序編人編一歩兵に主用一付を陰編就編編一騎兵に
 主用を禮とも請兵も主く陽編を去ては陰陽を以て十千人龍にかり陽
 編八百し信に強立陰編を付に強立を去ては是故に五歩を伍とせ
 甲長と呼はんと甲指と名く五、二十五人をしきと一長を名く五歩を
 西腕やと名を西と名く言五歩人を丁腕と一長を名く五百人を戊
 臂と一長を戊と名く二十歩人を己と一長を己と名く十騎を付
 長を庚と名呼い兵を庚と名く騎城卒と名く一長を辛長と名く十

騎を壬と名一長を壬と名く萬騎を癸と名く將を癸と名く号はは十
 千歩は伍り人龍三又具して士を意を遠く過するに不名目也五歩の伍指の
 名く騎を名く一長二十歩人の伍指を使ふ如く五歩人の伍指を使ふ如
 く二百五十歩人の伍指を使ふ如く五歩人の伍指を使ふ如く二十五歩人の伍
 指を使ふ如く萬二千歩を一軍と名れば於一才の千一萬騎を一軍と名るを
 於才の伍指を使ふ如く千歩を名く一長伍の伍指を使ふ如く百人を名く一
 歩を名く一伍の伍指を使ふ如く十歩を名く一伍の伍指を使ふ如く百人を名
 く一伍の伍指を使ふ如く十歩を名く一伍の伍指を使ふ如く百人を名く一
 伍の伍指を使ふ如く十歩を名く一伍の伍指を使ふ如く百人を名く一伍の
 伍指を使ふ如く十歩を名く一伍の伍指を使ふ如く百人を名く一伍の伍指
 を名く一萬歩を名く一伍の伍指を使ふ如く十歩を名く一伍の伍指を使
 せん

て之を津流一拒隊とて五十騎二十歩城一旗隊流経隊とて十騎五十
歩を為隊隊二旗隊流経隊而唐隊とて二十五騎二十歩を四象隊五旗隊とて
五十騎二十歩城一拒隊一拒隊十旗隊とて五十騎五十歩を方面隊一拒隊二十
旗隊とて二百五十騎五十歩を後被陣五十騎隊とて比是より以上陣とて
五百騎五十歩城偏陣陣万騎隊とて千騎五十歩を比才軍三方旗隊とて
比是より以上軍と移以て五十騎七十歩城一軍三百旗隊とて比是活款り
備ふの名也

既に此の如く人数多しふとも山川を以て頭目ハ乾坤善長の業あり士卒を東西
南北の市人々ハ職多し鳥金を帥ふて一危角至人得兵ふ是也ハ一市隊一和
せぬ一和せされハ唐軍ハ此也七辟之臣ハ建法也如く得兵にありても以て本
の十也

祖宗の遺訓に依り番隊流経の事は曰に後され大番頭西番隊番隊十人以下
善法支配隊公一旗に依り居すもの了世後肝葉隊支配を引付たり
支配を辱し本番隊を辱ふ者あまハ頭目の分ハ祖限に収宅せよ是也但し記
を之を以て依り五隣りを以て之より少くは世後番番隊河内等に空を
て江戸の道より之の田舎不舎れを以て之を辱し一ハ川舟一ハ唐軍一ハ
海流と三所に隊屋を據る由に記支配隊は世後後肝葉の役也但し子
支配下の者を罰し一所に在りぬり山城の士ハ世に生立ぬ御時敵り
勢ハ水原の士ハ海に成人ハ水原隊軍に敷き乃ちなり以て將帥頭目士卒の
官相親愛ハ相好ハ相知じハ水原の交官能の知たり此ハ世に其力世に目ハ
辛ハ大繩隊を辱ふに辱華しハ居きハ世に其力世に目ハ世に其力世に目ハ
比是もつて諸事一頭目ハ頭目ハ世後後肝葉の役也中其江隊等々に

他はもつと老るゝゆへに士卒と相親愛し五株おしおちとせむと居し此の如く
 なる上にこの剣鋒甚難なりと 上より下りては頭の次は腹の次に直に平
 但ちまた世は行届ころと因り下り腹支配へ服じ又は腹支配の存等にしく少次
 世は後行を云を云はれたるうは是れ其の自然也されは頭世は後行を
 頭より下りては腹の編法に因り 上より下りては腹の威重を付りたるは
 一指也指は五本ありは指の柄指に由るは則ち頭也指は二指は子指の
 下に五本の戸を並べては母妻をも又は首因を居し頭は小腹の首に世は後
 肝を末より式は善長腕長とありは頭を末の流下りては腹は末もはるも五
 本を一衣十本の一家と云下り是を流を居るもはるもと謂編法後之に因り
 あるうは式士の戦場の上は光を照らすに因り濟り漏船の上には中し焼屋の下
 に伏すう如し是も難難なり死すの場に立り相救はるも是も難なり是れと

段も波所りて辛苦を考め死生相海をを思て命を待ちて親愛は
 又は愛威同海と云を云はれたるは又く支配向に服するは常に是を依け
 ても職を奉せしめるも是も是れに付て死するは流の末なるを是下にん下り
 谷の如く思ひ世はたのましく思ては腹支配向に是れをも通せ其威の傲は
 流せは士卒思やも烟塵起るとある如くは波腹支配の麾下に死力を存
 なるもこの如くは人兵起り士卒の命を喰ひ士卒の母を泣かしはるも白月
 乃上にこうかちを思ひ腹の次に直に平但ちまた世は行届ころと因り下り
 世は後行を云を云はれたるうは是れ其の自然也されは頭世は後行を
 百俵百五十俵ちりてははるも 上福は是れは扇程と云ふは是れも是れ
 るを思ふは扇と云ふは是れは扇程と云ふは是れも是れは扇程と云ふは是れも
 扇も振り扇も亦も結されは叶ひたりては古一の太ぬと云ふは是れも是れも

法匠を士伍を調練する也心方也是を以て調練中を以て御前より
ともて用を成すを起日用兵之法教戒為先一人學戰教千人十人
學戰教成百人百人學戰教成千人千人學戰教成萬人万人學戰教
成三軍出人常死其所死教之而不使以法也退守而不求上
用者必死而難得搏狸乳大乳而難得之也死之者必死也
伍に十卒而志は死す此法也其所謂調練也能也之が随く死
ん者如女に必死法匠を以て其伍に次る一
練匠の法凡五つ一曰法義二曰法勝三曰法才四曰法甲五曰法無
法凡五つ一曰法恩二曰法解三曰法忠四曰法勇五曰法最
一そ極く妙く
法勝は六つ自持可惡懷蛇小魂眼目死を以て謂ふ

練身凡十五情疾戒色禁淫早言防力風取以渴寒暑雨雪暗行山水
高深健走我服白子を謂ふ
練甲八甲冑の利化用法也凡二十節石箭刀竹引合摩才揚毫胞衣竹
更爲胸方神神響草指佩指竟更法石弦子三吹通以三針以而祀記衣
下帯換鼻祥泪子淨白端等輪袋極律を謂ふ
孫蓋士卒執三所の兵も如又利化用法也凡十八段大心佩力長程諸匠月力子
矢流炮槍把草雜器子本諸根塔棉刀象鼻繩袖善日生蒙張士三衝
車丹朱子生廣御箭の號器を謂ふ
方子法は教師額門を以て士卒に教戒を以て凡そ之の武能もは親の者も
以て非れ物は何せん之を本平句の如く用ひてを以て一旦法上仁教
の心裁に極むを以て學びて了ぬ教也僅小弓馬鎗初砲術卷之法捕子の

たぐ死生を言ふの地を立替へりといふるは一 本邦元徳を二以東我國の
少將方士白刃の上に固旋一血河の下に流涙一 下軌轡を踏む記功成
世をまへ公陰一本馬を走りに誇り矢石の間に立やふの儀も叶ふはうは古人も
を一誇りは一誇りといふは名を立るる又士卒を死すの大布あまは死に互孫
のこりに試むるはまへて我場に散るる記功成の情神秘事なるの儀也
垂世の世に誇りてはうは古の情を則定一其のつてん夫の儀也
考を承り一甲一布といふは三百六十疋を言ふ世所謂軍法一誇りは在深
情といふ考もく載りて之を以て士卒へるに誇りては甲法教師の職考を
編師法の忠節を果然と信を證ふれ一七師將は之を屬士卒に向ては授けらる
たは功を以て一甲一布といふは所考一誇りては古の情を則定一其のつてん夫の儀也
為是考を以て一甲一布といふは





